令和2年10月28日(水) 日新町内会館

| 要望<br>番号 | 要望事項   | 取組状況等   | 反映<br>区分      | 担当部課                  |
|----------|--|---|---------------|-----------------------|
| 1        | 【日新町4丁目糸井北保育園裏遊歩道や公住の草刈り対応】<br>日新町町内会<br>例年、この周辺区域では、市の計画的な草刈りなどが実施されているが、伸びきった後になり、草刈りが行われるため、大変苦慮している。<br>更に、公住28、29号棟の緑地帯には、大木が植樹されているが、木々の剪定も限界に来ており、伐採できないものか。住民からの要望がありますことから、現地において、適正な管理も含め、今後のあり方を検討していただきたい。 | 当区域の草刈につきましては、毎年計画的に実施しておりますが、天候などの影響により作業が遅れることなどで早い時期に実施ができないこともございます。 適切な時期に草刈りを実施するよう努めてまいりますが、同時期に広範囲の区域で行うこともあり、御要望にお応えできない場合もありますことをご理解願います。 また、公住28号棟・29号棟の緑地帯にある樹木については、29号棟の代表の方と現地確認を行い、伐採の対応を進めております。 | В<br><u>А</u> | 都市建設部<br>住宅課<br>道路維持課 |

| 要望<br>番号 | 要望事項   | 取組状況等   | 反映<br>区分 | 担当部課     |
|----------|--|---|----------|----------|
| 2        | 【熱供給体制の令和5年廃止報道について】<br>日新町町内会<br>当時の政策によって、熱供給が市営住宅に施されて、<br>運用されてきましたが、時代の変化や団地の建て替え<br>により、廃止を余儀なくされていることは、理解している。<br>特に、町内会区域では、産労住宅や民間マンションも<br>抱えており、具体的な説明はあるにせよ、今後の不安が<br>拡がっている。<br>今後についての方向性や不安解消の説明を行って<br>頂きたい。                                   | なお、市営住宅につきましては、今後、具体的な対応<br>策をお示しできる時点で入居者の皆様へ周知を図って<br>まいりたいと考えております。  | В        | 都市建設部住宅課 |
|          | 【公住30号棟から、市への要望について】<br>日新町町内会<br>公住30号棟については、当該町内会の第4ブロックに<br>所属し、日頃からの町内会活動に際し、ご尽力いただいている。<br>平成30年4月には、30号棟から市営住宅の退去に関<br>する要望が市に対し発せられているが、明確な改善策<br>や対応状況についての返答がありません。(書面での<br>回答を求めている)<br>居住者の連名による要望書が発せられている重要性<br>をご認識頂き、環境改善のため、改めての市の回答を<br>求めたい。 | 市営住宅の入居者や自治会からの意見・要望や苦情等につきましては、要望書や苦情届等文書の他、電話や管理人事務所等の窓口においても受付を行っております。<br>提出された要望や苦情に対しては、速やかに対応するとともに、その経過についても丁寧な説明を行ってまいります。 | В        | 都市建設部住宅課 |

| 要望<br>番号 | 要 望 事 項  | 取組状況等   | 反映<br>区分 | 担当部課         |
|----------|--|---|----------|--------------|
| 4        | 【日新町町内会館の今後について】<br>日新町町内会<br>団地の建て替えが進み、令和5年度には、入居までの<br>待機をする仮住まいの移動も落ち着く形となるが、町内<br>会の活動拠点、住宅管理の中枢を担う管理室が設置さ<br>れている当該会館については、建て替えなどの計画は<br>あるのか。<br>熱供給体制も廃止の動きが出始めているなど、今後<br>の会館暖房等についても、どのような方向性を持って臨<br>まれるのか。市の考え方をお示し頂きたい。 | 暖房化する改修を行うほかは、当面は維持修繕による管理を行い、その後日新建替事業終了後を目途に大規模改修や建替え等を検討してまいりたいと考えております。 | С        | 都市建設部<br>住宅課 |

| 要望 | 要望事項                                       | 取組状況等                     | 反映 | 担当部課     |
|----|--|---------------------------|----|----------|
| 番号 | 女 主 ず 久                                    | 以 旭 八 儿 寺                 | 区分 | 15 日 印 味 |
| 5  | 【停電時の水の供給について】                             | 桜坂町のポンプ場には非常用発電機が備え付けられ   | Α  | 上下水道部    |
|    | 桜坂町町内会                                     | ております。自然災害等により施設が停電した場合に  |    | 水道管理課    |
|    |  | おいても、自動的に発電機とポンプが運転し、水道水  |    |          |
|    | 胆振東部地震の際、北海道全体がブラックアウトしま                   | が町内に送られる仕組みになっております。また、各種 |    |          |
|    | した。  | 警報装置も備わっており、24時間、施設の異常が通報 |    |          |
|    | その際、当桜坂町では、停電=水の供給が止まる。断                   |                           |    |          |
|    | 水する。との噂が流れました。しかし、夜が明けて町民                  | 市としましては、このような自動化された無人施設にお |    |          |
|    |  | いても、地震や停電等が発生した際には必ず目視点検  |    |          |
|    | られてポンプを速やかに作動させていただき、断水にな                  |                           |    |          |
|    | らずにすみました。本当にありがとうございました。                   | 設に異常が発生した際には、近隣に居住している市の  |    |          |
|    |  | 職員が直接、現地へ向かう体制を整えており、地震等  |    |          |
|    | 災害が発生した場合、また、停電になるでしょう。その時                 |                           |    |          |
|    |  | かい対応いたします。                |    |          |
|    | るのでしょうか。ライフラインが止まったときも来られるの                | なお、桜坂町にあるポンプ場の配水地域は当町のみ   |    |          |
|    | でしょうか。                                     | となっております。                 |    |          |
|    | 桜坂町、坂の下のポンプ場の下には大きなタンクがあ                   |                           |    |          |
|    | り、他の地域へも供給している。とも聞いています。その                 |                           |    |          |
|    | 重要な役割を果たしているポンプ場。市の担当者が来                   |                           |    |          |
|    | れない災害が発生。との状況を想定して近隣のどなた                   |                           |    |          |
|    | かがポンプを稼働させる。との訓練も必要なのではないでしょうか。            |                           |    |          |
|    |  |                           |    |          |
|    | 市として、停電=人海による稼働マニュアルはあると<br>思いますが一考してください。 |                           |    |          |
|    | 心( 'より <i>州</i> 一/与して\たさ( '。<br>           |                           |    |          |
|    |  |                           |    |          |
|    |  |                           |    |          |

| 要望<br>番号 | 要望事項  | 取組状況等  | <br>反映<br>区分 | 担当部課          |
|----------|---|--|--------------|---------------|
| 6        | 【津波警報が発令された場合の避難場所について】<br>桜坂町町内会<br>津波警報が発令された場合(大きな地震で津波警報が発令されなくても)浸水地域の方はどこへ避難されるのでしょうか。東日本大震災のとき、胆振東部地震の際、当桜坂町に多くの方(車)が避難されてきました(残念ながら、台数、人数は把握できませんでした)。最大津波潮位も9.6mと変更になっています。通常の避難所も見直しの必要性もでてきているでしょう。<br>当地域の避難所は日新小学校、1,050人。明倫中学校、1,050人。と収容数を聞いています。このような津波警報が発令された場合、とても避難者を収容できる避難所ではありません。そこで発生するのが車による避難。<br>そこで浸水地域の方へのアンケートを実施していただき、避難先の把握をし、避難先の整備へ結び付ければ幸い、と考えています。このアンケート調査の実施について、市としての考えはありますか。 | 津波災害の避難先につきましては、これまでも、浸水<br>想定区域外へ避難いただくよう防災出前講座など様々<br>な機会を通じて周知してきました。<br>津波警報や大津波警報の発表時には、まずは海から<br>離れた高いところを目指して身の安全を確保し、危険性<br>が無くなった後に、自宅での生活が困難な状況であれ<br>ば、最寄りの避難所(学校)に避難していただくことになります。<br>市としましては、こうした津波避難の考え方についてさらなる周知が必要と認識しており、御指摘のアンケート<br>調査もその一助になると考えますが、まずは引き続き出<br>前講座等を通じた津波避難の周知・啓発に力を入れて<br>まいりたいと考えております。<br>また、避難先につきましては、津波災害ではより多くの<br>避難者が見込まれることから、状況に応じて指定避難<br>所以外の施設の活用や他自治体と連携して対応するな<br>ど、避難者収容体制の強化に努めてまいります。 | A            | 市民生活部 危機管理室   |
| 7        | 【バスダイヤについて】<br>桜坂町町内会<br>桜坂町町民に関係する問題となっていますバスダイヤ。平日も、コロナ禍にて土日ダイヤになっている現状。朝、晩の2便のみ。通勤には問題はないが、通院されている方の足。免許証の返納を失敗した、との意見も。現状では日新の停留所までの徒歩、帰りも同様、大変な負担になっています。<br>通院されている方からの情報にて初めて知りました。本来は町内会へ減便をします、との知らせの一報があるべき、と思いますが。<br>平日バスダイヤへ戻す時期はいつになるのか。また、一方なしでダイヤが戻るのか。   | 市内路線バスにつきましては、新型コロナウイルスの<br>影響により、利用者が減少し、平日について、土日祝日<br>ダイヤに朝晩の特別便を加えた運行をしております。<br>平日ダイヤに戻す時期につきましては、利用者の回<br>復状況を見ながら検討していると、バス事業者から伺っ<br>ているところです。市としましては、利用者のためにも、<br>早期に平日ダイヤに戻すよう、引き続きお願いをしております。<br>平日ダイヤに戻す際には、市ホームページやフェイス<br>ブック、LINEの活用や、報道機関を通じた情報発信を<br>行い、しっかりと市民周知を図ってまいります。   | В            | 総合政策部まちづくり推進課 |